第2回合併協議会 議事録

平成14年7月3日開催

1. 開会

司会:それでは只今から第2回野田市・関宿町合併協議会を開催いたします。開会にあたりまして、野田市・関宿町合併協議会会長であります、根本崇よりご挨拶を申し上げます。

2. 合併協議会会長挨拶

会長:一言ご挨拶を申し上げたいと思います。今日は合併協議会の第2回目の会合でございます。野田市議会の方から選ばれております議員の皆さん方、選挙の後ということでもございまして、変更もございます。第1回目にお諮りしました通り、検討項目としての933項目についてそれぞれ事務的に調整の考え方を作ってみますと、こんなことを一回目にご了解をいただいています。ただ、非常に多数の項目なものですから、調整に時間がかかりますので、ちょうど野田市の市議会議員選挙が終った辺りで2回目を開かせていただきたいと、こんなことで一回目にご了解をいただき、今日2回目の会合という形になったわけでございます。

調整項目につきまして、私どもといたしましては、難易度の難しいものから基本的には両市町で同じようなことをやっているものも含めました。調整が割と簡単に進むであろうと思われるもの、そういうものにつきまして、難易度をつけました中で、今日はどちらかといいますと、我々が見た目の中では両市町で似たようなことが行われている、もしくは片方の市だけで行われているというような形の中で、調整としては、難易度から言えば難の方ではない部分になろうかと思っておりますけれども、ご意見を伺う中でそうではないという話しにもなろうかと思います。今日は627項目ありますので、皆様方に事前に、事前にと申しましても数日前になりまして、まことに申し訳なかったわけでありますが、事務的な調整に時間が相当かかりました関係でそうなりましたがお渡しをしてございます。それの説明をさせていただき、皆さん方からご意見をお伺いし、さらに言えば、まだここでも言い足りなかった部分が出てくると思いますので、そういう点についてもご意見をいただきながら調整をさせていただき、難易度の易に近い方でございますので、次回ぐらいま

でにはこの627項目については一応の整理をしてみたいと思っております。

なお、新市のまちづくり委員会、先日2回開催させていただき、たくさんの意見をいただいております。この意見については、実は私どもこういう意見をいただきましたよということを、資料としてお渡ししながら、これから各地域での懇談会という形で市民の皆さん方のまちづくりに対するご意見をお伺いするという形にしていきたいと思っております。

そんなことでございますので、今日は基本的にはそんな形のものが出てまいりましたということについて皆さん方にご報告させていただくというような形になろうかと思います。いずれ、市民の皆さん方から出ました意見も合わせて、後ほどまた皆さん方にお諮りをしていくという形になろうかと思います。その点についてもよろしくお願いしたいと思います。非常に量が多くて申し訳ないと思っております。時間の方が少し長引くかも知れませんが、お許しをいただきたいと思っている次第でございます。どうぞ、よろしくお願いします。

司会:次に副会長であります河井弘よりご挨拶を申し上げます。

3. 合併協議会副会長挨拶

副会長:関宿町の河井でございます。本日は大変お忙しいところ、第2回の合併協議会にお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。第1回の協議会においてご承認いただきました新しい市の市町村建設計画の策定につきましては、新市まちづくり委員会を開催し、両市町の委員の皆様から多くの意見を頂戴いたしました。関宿町の役場、庁舎内の利用方法に関する意見も多数ございましたが、行政サービスの提供の拠点となるため、合併後も窓口サービスを維持・充実することで、私としても行政との接点として確保してまいりたいと思います。また、庁舎の空いたスペースは図書館や小ホール等、野田市の欅のホールを参考として、気軽に利用できる施設として計画できればと思っております。今後も各コミュニティセンターや公民館において地区別懇談会などを開催しまして、住民の意見を直接聞きたいと考えております。委員の皆様方には、事務事業調整の方針および新市のまちづくりにつきましてご意見、ご協力をお願いしたいと思っております。簡単ですがご挨拶に代えさせていただきます。本日はご苦労様です。

4. 委嘱書の交付について

司会:それでは次に委嘱状の交付を行います。委嘱状の交付につきましては、4月17日に開催の第1回合併協議会におきまして交付させていただきましたが、先ほど会長のご挨拶の中にもございましたように、野田市議会議員4人の議員の皆様におかれましては、任期満了に伴います一般選挙がございました関係で、ここで改めて委嘱状を交付させていただきます。恐縮でございますが、私の方からお名前をお呼びさせていただきますので、前の方にお願いしたいと思います。

それでははじめに染谷司様お願いします。続きまして、鈴木有様お願いいたします。続きまして、平井栄一様お願いいたします。続きまして、藤井正様お願いいたします。どうもありがとうございました。

なお、各委員の皆様のお手元に委員名簿および席次表を配布させていただいております。また本日、猿田委員の代理といたしまして、千葉県市町村合併推進室長が 代理出席させていただいておりますのでご報告申し上げます。

5 . 合併協議会事務局職員紹介

続きまして、合併協議会事務局職員に人事異動がございましたのでご紹介申し上げます。合併協議会事務局長でございました、野田市理事の澤井俊氏が6月5日付けの人事異動によりまして国土交通省海上保安庁に異動になりました。後任といたしまして、総務省から野田市理事として着任いたしました中嶋護氏が協議会事務局長として7月1日付けで就任いたしましたのでご紹介申し上げます。

事務局長:中嶋でございます。協議会の下支え役といたしまして、皆様のご指導をいただきながら職責を果たしてまいりたいと思っております。どうぞ、よろしくお願いいたします。

司会:次に4月17日の第1回協議会におきまして、事務局の紹介をさせていただきましたが、当日都合によりまして欠席をいたしました、副局長の渡辺好男でございます。

副局長:渡辺でございます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

司会: なお、本日は野田市・関宿町合併協議会幹事会の各幹事の皆様にも出席いた だいておりますのでご報告申し上げます。

次に本日の配布資料につきましては、お手元に配布をさせていただいておりますが、確認をさせていただきます。本日の次第、合併協議会議員名簿、席次表、合併協議会事務局職員名簿、合併協議会だよりの創刊号及び第3号、地区別懇談会のチラシ、合併協議会開催予定日(案) この8件につきまして配布させていただいておりますので、ご確認をお願いいたします。

それでは只今から議題に入りますが、野田市・関宿町合併協議会規約の第9条第2項の規定によりまして、「会議の議長は、会長にこれにあたる」と規定しておりますので、議長を会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

6.会議

会長:それでは、私の方で議長役を務めさせていただきますのでよろしくお願いします。初めに、協議会の規約の第9条第1項の規定によりまして、本日の参加人数につきましては27人全員でございます。従いまして、本日の会議は成立しておりますので、まずご報告を申し上げたいと思います。

次に議事に入ります前に、委員の皆さんにお願いを申し上げたいと思います。発言をする場合には、議事録作成のため録音しておりますので、マイクの使用をお願いしたいと思います。マイクは事務局員がお持ちいたしますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは只今から議事に入らせていただきます。初めに、事務事業調整方針(案) についてを議題といたします。事務局からの説明をお願いいたします。

協議事項

(1)事務事業調整方針(案)について

事務局:それでは事務事業調整方針(案)につきまして、私の方からご説明をさせていただきます。まず、事務事業調整につきまして検討をすすめさせていただいたわけでございますけれども、その進め方につきましては、第1回の合併協議会にお

きましてご決定をいただきました事務事業調整の進め方という基本方針に基づきま して作業をさせていただいてございます。

具体的には現在、両市町で行われています事務事業のうち、住民生活に影響のある事業をさいたま市の例を参考にさせていただきながらチェックを行いまして、第1回目の時にご提出しましたように933項目ということで取り上げて検討を始めさせていただきました。その後の検討でございますが、出来る限り協議につきましても効率的に行いたいということから、全体の調整項目につきまして難易度ということで会長の方からご挨拶にありましたように、3つのランクに区分して、一つは実質的に調整がほとんど不要なもの、もう一つは関係の方々との調整が必要なもの、あるいは関係の方々との調整は必要なもの、あるいは行政経費が伴いますが、ボリューム的にそれほどでないと思われるもの、三つ目としましては、関係の方々との調整に多くの時間を要すると考えられるもの、あるいは調整することによりまして多額の行政経費の増加が見込まれるもの、こういうようなおおよそ三つのランクに分けまして調整をさせていただいてございます。

その内、本日は事務局の方で調整方針(案)としてまとまりましたもの 627 項目をご提案させていただいています。本日の 627 項目の検討にあたりましては、これも第 1 回目でご決定いただきました事務事業の調整については編入合併を前提とするという考え方に基づきまして、両市町の間でそれぞれの事務事業につきまして調整をし、専門部会、あるいは幹事会での協議を経まして、本日ご提案させていただいております。

それでは、お手元の事務事業調整方針(案)というものをご覧いただきたいと思います。資料の構成としましては、まず調整方針の総括表というものを 41 ページに渡りまして記載をしてございます。それから、そのあとにつきましてはそれぞれの個別の事務事業につきまして調整票の原票ということでご提示をさせていただいてございます。

調整方針の総括表につきましては、項目毎に並べまして、右側に調整方針(案) この案につきましてはできるだけこれをご覧になる方がわかりやすいような表現と いうことで整理をしてございます。また、個別の事務事業の調整票につきましては、 両市町の現在の事務事業の内容を比較できるように記載し、右側に調整方針という 形で整理をさせていただいているものでございます。 それから、それぞれの項目でございますが、この順番につきましては、これも第1回目の協議会で決定をいただきました事務事業調整ということで、大項目として17項目、それから中項目として60項目、それを基本にそれの基に並べてございます。ただ、その中で各委員会についての項目がございましたけれども、今回の資料の中ではその中で特に附属機関、いわゆる審議会、協議会等につきましては、特出しということで改めて大項目で附属機関の取り扱いという項目を設けさせていただきました。

それから、個別の調整方針の考え方でございますけれども、両市町で全く同じものをやっているケースもあれば、内容に若干の相違があるもの。あるいは片方の市、町のみで行っているもの等、多岐に渡ってございます。

そういうことで、この調整方針案をまとめるにあたりましては、例えば、内容に若干の相違があるものにつきましては、例えば野田市の制度を適用する。あるいは野田市が実施しておりまして、関宿町では実施していないというような事業につきましては、関宿町においても適用する。全く両市町で同一のものを行っている場合には現行のとおりとする。それから似たような事業をやっておりますけれども、目的あるいは内容に相違があるものにつきましては、野田市の制度に統一をするというようなことをベースに、それぞれの項目毎にできるだけその内容を反映した表現で調整方針につきましては総括表に書かせていただいてございます。それぞれの個別の個表では端的な表現をしてございますけれども、みなさんにわかりやすいようにということでは総括表の方が一括してご覧いただけるということで、できるだけわかりやすい表現に努めています。

なお、附属機関等につきましても似たものがございますし、あるいは野田市のみであるもの、あるいは関宿町のみであるものがございますけれども、これらにつきましては、例えば、合併した場合にそれら二つの附属機関が一つになることが可能と思われるものにつきましては、例えば、関宿町におかれている という附属機関については、合併した場合には廃止しますが、その構成の中で住民の代表の方が入っている附属機関、審議機関がたくさんございます。これらにつきましては当然のことでございますけれども、合併後の委員構成につきましては必要により関宿町の実情に応じた配置を講ずるということで附属機関については調整をさせていただいた経過もございます。

繰り返しになりますが、本日は事務局におきまして調整の整ったものということで、大項目で 14 項目、項目数にしまして 627 件ご提案をいたします。

総括表をご覧いただければと思いますが、まず、地方税の取り扱いにつきましては本日は4件ほどご提供してございます。それから二つ目に使用料、手数料等の取り扱いということで 27 件ございます。調整方針としましては概ね現行のとおり、あるいは使用料、手数料の関係で関宿町に該当する施設がない場合には野田市の現行のとおりというような形で整理をさせていただいているものが多ございます。

それから三つ目に補助金、交付金の取り扱いにつきましては 69 件ほどご提示を させていただいてございます。

それから四番目の保健福祉関係制度の事業の取り扱いということで、項目として は本日の中で一番ボリュームがございまして、全体で 143 件ございます。総括表で 申し上げますと 7 ページ中程から記載されています。これにつきましては、例えば 関宿町で実施していないので、野田市の現行のとおりというのが比較的多いですが、 中には合併後において新市において見直しを図るというものもございます。

その次の項目としましては環境関係が 19 件ございますが、16 ページから記載されています。

続きまして教育関係でございますが 97 件ございます。これにつきましては 17 ページ以降に記載させていただいてございます。

それから民生経済関係につきましては 112 件ございまして、23 ページの下の方から記載させていただいています。

それから建設関係制度の関係につきましては 75 件ございます。これが 31 ページ からになります。

今申し上げました特に保健福祉以降の関係につきましては、それぞれの事務事業の内容に微妙に違いのあるものがたくさんございますので、この辺は表現としてはそれぞれの項目に応じた表現でできるだけおわかりいただけるようにと、それぞれの表現が違うものがございます。

それから次に大字、字の取り扱いということで今回は 3 件でございまして、35 ページから 36 ページにかけて 3 件ございます。

それから広報広聴関係につきましては、本日は 5 件ということで 36 ページに記載してございます。

次に11番目に慣行、いわゆる市旗、市章、市歌、都市宣言等でございますけど、これにつきましては本日11件、36ページから37ページに記載させていただいてございます。これはそれぞれ両市町で制定された経緯等もございますので、基本的には野田市にあわせるといたしましても、地域におきます事情を十分反映しまして、例えば、関宿地域の憲章として承継していくと表現させていただいています。

それから各委員会の取り扱いということでは37ページの2件のみでございます。 先ほど申し上げました附属機関が本日は48件ほどございます。これにつきましては37ページから40ページまでございますが、調整方針としましては住民の代表の方がその委員会に含まれている場合には当然必要な配慮を、適切な配置を行っていくということで調整方針として書かせていただいてございます。

それからその他の事務事業の取り扱いということでは 12 件ございます。これは比較的対外的な関係のもの、あるいは内部管理に近いもの、あるいは内部の計画に近いもの、これらについては例えば計画の関係につきましては合併後新市において見直しを図りますという形で調整方針を整理させていただきました。

以上が調整方針 627 項目の概要でございます。これらにつきまして、本日できますれば大項目が 14 項目ありますので、その項目毎にご協議いただければと思っております。事務局から以上でございます。

会長:今、説明がございましたが、それぞれの皆さん方に資料としてあらかじめ配布をさせていただいておりますので、ご疑問の点等があろうかと思いますし、この調整方針では「ちょっとおかしいよ」というような形もあろうかと思います。「何故、そう決めたの?」という点も含めまして、ご質問、ご意見をこの 14 項目毎に行ってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

その前に1つだけ訂正をさせていただきたいと思います。委員の参加人数 27 人で全員と申し上げましたが、実は代理出席を含めまして2人の方が欠席をしておりますので、ということでございますので、ご訂正をお願いしたいと思っております。

それでは、まず地方税の扱いという大項目に入れてございます4つ目まで質疑に入りたいと思います。特に証明等の手数料については野田市の制度に合わせますということになっています。厚い資料の1ページから4ページまでございますが、この点についていかがでしょうか。よろしゅうございますか。それでは次の使用料、

手数料の関係、それが先ほど言いました証明手数料についての金額の推移等が出てくるところが入っておるわけでございますが、総括表でいきますと 31 番目までございますです。基本的には該当する施設の関係の相違で現行のとおりとするという形のものが多く、そうでないものも入っているということですが、いかがでしょうか。5-2 のところに、その他の証明等の手数料が、野田の場合に 300 円、関宿町は 200 円となっていますが、それを野田市に合わせるということになっています。よろしいですか。

それでは次の補助金、交付金の扱いについて 69 件ございます。32 番目から 100 番目でございます。ポイントがあれば説明してくれるかな。

事務局:補助金、交付金につきましても比較的多いものとしては、野田市で実施しておりますが、関宿町さんでは該当するケースがないものもございますので、その辺については野田市の現行のとおりということで整理しています。

内山委員:詳しくないので疑問に思うことだけお尋ねしたいのですが、こういう手数料等金額を決める時に野田市と関宿町のどちらかに合わせるということになっていますが、例えば人口が多くなるとそれに比例して手数料とか増えるとか、関宿町と野田市と人口から比べると1対3になっていたのが野田市に合わせるというと、素人的にいうと、人口が合わさると増えるから少し損するのかなという気もしないでもない。面積に応じて手数料が決まるとか、人口規模に応じて手数料が決まるとか、そういう基準というのはないのでしょうか。素朴な質問ですが。

事務局:使用料、手数料に関しましては、ものによりましては法律その他で規程されているものもございますし、また、市町村独自で当然取るものもあるかと思います。ただ、ご質問にありましたような面積、あるいは人口というようなその辺はそれぞれの料金に反映するというよりも、それぞれの実際の中で、古くからのものにつきましては経緯等もあるかと思いますので、時間の経過によって両市町で金額の差があるものもあろうかと思います。

会長:変えているところ、ポイントを説明してくれないかな、事務局の方で。例え

ば、納税貯蓄組合について何で補助金を、野田と関宿の制度に違いがあるので野田市の制度を適用しようとしているのか。実を言いますと、補助金制度について訴訟が起こっておりまして、野田・関宿のケースではありません。その制度の中でお互いが法律違反になっている可能性があるということで、かつての補助制度を見直すという話があるわけですが、その直し方が野田の方が相当きつい直し方をしているという形がありまして、恐らく訴訟に耐えるという形からすると、野田の方がいいだろうという形で、野田に合わせていただきたいということでつくらさせていただいているわけでございます。事務局の方でポイントはないかな。特に事務局の方からないようでございますので、皆さん方からどうでしょうか。特にそれぞれの関係の団体に対する補助金という形が出ておりますので、利害が絡むところが相当ございますと思いますが。

青木重委員:補助金の中で項目 78 番目でございますが、スカウト関係の連絡協議会への補助金交付の件でございますが、言葉の調整(案)の解釈の問題もあろうかと思いますが、関宿では実施していないので、野田市の現行のとおりとしますと、このまま受取った時に、例えば関宿でもボーイスカウトはございますよ。だけども、関宿は補助金をもらっていませんよ、野田市は多少なりとも全体で 35 万支出していますよという中で、現行のとおりとしますという解釈は、要は今まで通りで、例えば、合併しても関宿のボーイスカウトについては残念ながら補助金は出ないという解釈にしていいのかどうか。文言の解釈をお願いします。

事務局: 只今の件は 78 ページにございますけれども、連絡協議会というのが関宿町には存在して、そちらに対して町からの補助金が無いと受取らせていただきましたので、その質問の限りにおいては現行のとおりでございますけれども、仮に新市という形になりまして、当然今の関宿町のボーイスカウトの方が新市の連絡協議会の中で活動いただけるということであれば対象の範囲になると理解しております。

染谷委員:同じ質問ですが、そうすると、他にも子供会だとか様々なところに現行のとおりとするというのがありますが、新市ができて組織も一体化されるということになると、例えば野田市における補助金しか無かった場合、補助率は新市の新し

い連合体ができた時は下がるということになりますよね。それは野田市の側の団体にとってはちょっと損になるという形になろうかと思いますが、両方から出ているのは大体両方の合計額を維持して人口や生産規模を見ながらやりますということですが、そこのところは一考を要するのではないかと。要するに連合体は無くても単位活動としてあるとすれば、それが一体化した時に増えるのにも関わらず補助金は同じだということは、今までやっていたところに対しては薄まるということになるので、その辺どうなのかという感じを持つのですがいかがでしょうか。

事務局:両市町で補助金が出ているケースについては、調整の中では両方の合計額を支出するというものもございます。今、ご質問のありました関係ですが、制度としては現行のとおりということでございますので、おっしゃるとおり、加入団体が増えることによりまして補助金が増えるケースもあり得ると思います。現実に今現在野田市で補助金が交付されている団体が薄まるのではないかということであろうと思いますが、その辺はそれぞれの団体との協議が必要になろうかと思っておりますが、今回、ご提示しましたのは、そういう意味では比較的そういう調整の同意が得られるであろうという判断の下に今回提示させていただいておりまして、それぞれの会の事情がございまして、その辺の調整が難しいというものは、今回まだお出しをしていないという形で、まだ事務局の方で調整をさせていただいているという段階でございます。

会長:私の方から少しお話をさせていただきますが、調整が野田市に組織があって 関宿に無いというケースの場合、それから両者の組織が簡単に統一できるであろう というようなものについて今回600数項目の中に入れてあるという形になってきて いると思っております。

ただ、この場合もちょっと前提が必要だと思います。というのは、合併するならば二つの同じような組織があるなら合併するとしたら、合併しないとしたらどうなるかという二つのケースを想定しておかなければいけないということもあるし、合併した場合にどうなるかといった時に、補助の性格、人数割りでやっているというものについては、当然そういう根拠に基づいて補助が出ていくであろうとなろうかとも思いますし、団体の全体のこれこれのこういう事業についてということを意識

して補助金が出ているとすれば、その金額はそんなに大きくするという形にはならないという形にもなろうかと思っておりますので、もう少し、ここの表現は工夫をさせていただいて、どんなふうにするのか疑問点が確かに出てきてしまいます。スカウトの連絡協議会についても今、町長さんにお聞きしましたが、関宿ではないということのようでございますけれども、今度は一緒になった時にエリアとしてそちらまで広げる話になってお入りくださいという話になるのか、それとも関宿は過去の経緯からすれば、ボーイスカウトの組織自体私よくわからないので申し訳ありませんが、地区ごとに分かれているのが一緒になるのかならないのかわからない部分もありますので、そこら辺の表現は工夫してみて、考え方も整理させていただいてというようにしたいと思います。

その他、いかがでしょうか。そういう意味では表現もおかしいのではないかとい う点もご指摘をいただければありがたいと思います。

染谷委員:同じようなことですが、会議所青年部の補助金というのはここに提示されているのですが、関宿町の場合は商工会という組織で商工会青年部があって、鉄道誘致運動にもかかわっていただいているのですが、これで調整済みということになるとそちらには出ませんよという話になってしまいますね。商工会、商工会議所は組織として残り続ける形にならざるを得ないような流れのようですので、その辺なんかもそれが調整済みと出ていると、そちらは出さないでずっといってしまうのということにもなりますので、それらも合わせて考えていただけたらと思います。

事務局:この 64 番につきましては、今、ご質問がございましたように、商工会としての補助金でございます。

会長:私の方から答弁します。基本的に会議所と商工会が一緒になるかどうかということが決まっていない段階での言い方になっておりますが、仮に一緒にならなかったという前提の話を考えた時にどうなるかいうことでございますけれども、基本的に今の野田市の会議所の青年部がこの仕事の活動としてやっているのは、鉄道誘致がメインという形になっていまして、その鉄道誘致運動についてとなりますと、実は私どもの補助金が出ていますが、それを元にして関宿商工会でもこういう補助

金が出ていない中で一緒になってやっているという形でございますので、これは一本でここだけでよろしいのかなと、こんな形で作らせていただいたということでございます。そんなところで今のところは考えています。

副会長:関宿の商工会青年部のことですが、合併した場合には青年会議所に入れてもらって、幅広い活動をしてもらった方がいいじゃないか。一つの市になって関宿だ野田だと区分けしていますと合併した価値が全然ありませんので、活動範囲を広げるのがこれからの若い人の知識等に大きな影響を与えているので、是非仲間に入れていただければと思っています。商工会の方は若い人がいないので商工会の方もひとつになってもらえればいいと思いますが、なかなか難しいこともあると思いますが、特に若い人達が一緒になってこれからの地域づくりをやってもらえればと思っています。

会長:私の方で会議所青年部の補助金の話を申し上げましたが、別途に補助金が入っているそうでございますので、時間をください。その他、いかがでしょうか。

舩橋委員:補助金の関係で、同一団体に関宿町と野田市が同じように補助金を出している東葛北部土地改良区とかですが、要するに野田市の制度に統一するということになれば、10万円ずつ出していた部分は、10万円で終わるのか、20万円になるのか、そういうことはどのように整理するのか。同じようなことだけど。ページ数で言いますと 91、92 ページの補助金、交付金の中の基盤整備推進協議会補助金ですが、東葛北部地区 10万円、関宿からも 10万円出ています。62ページの連合協議会補助金として、両市町から 5万円出ています。

理事:今回の調整方針(案)につきまして、両市町に跨って活動されている土地改良区がいくつかございまして、基本的な考え方といたしまして、両市町において受益している、例えば排水機場の管理というものにつきましては、事業量は合併後も変らないだろうということで、それに見合う補助については現行を足し算させていただいた。今回のものについては、これまで行政とのおつきあいということで両団体から出させていただきましたが、91、92ページにつきましては、現行の片方だけ

の補助額でも会の運営をやっていけるのではないかというこちらの受け止め方の元 に野田市の額ということでの整理をさせていただいたという考え方でございます。

舩橋委員:ケースによって変わるということですね。両方で例えば排水ポンプの電気料がかかっているものについている補助金については、両市町の足したものを出す。単純に補助金のものは、新市になったもので片方だけで出すという意味でしょうか。

理事:91、92ページの事項は、協議会の運営ということでのソフト経費でございまして、今、ご指摘になられたような形での、市長からもお話がありましたように、事業量に見合って補助を出しているものについては基本的に足し算になるだろう。それ以外のソフト的なものについては合併後の事業規模に見合った補助のあり方があるだろうということで判断しまして、ソフト経費については合併後の事業規模を見据えて、恐らく、片方の現行の野田の額だけでもそう支障なく運営ができるのではないかという考え方で整理をさせていただいております。それぞれ事業の性格、内容に見合った整理のさせ方をさせていただいているということでございます。

会長:説明の通りでございます。91 と 92 は今の制度だけと。ただ 93 は当然必要な経費は合計額を出していく。こんな発想で統一させていただいています。その他、いかがでしょうか。

事務局: 先ほど保留させていただきました会議所青年部の補助金の関係で、鉄道誘致につきましては、野田と関宿のそれぞれの青年部が一緒になりまして、毎年千葉ブロック大会をやっていただいております。これにつきましては 35 ページに鉄道の千葉ブロック大会助成金という形で、支出元としては野田市から出ておりますけれども、これは両市町の青年部の皆さんが一緒に活動してやっていただいている事業でございまして、それに対する助成金ということで、これは現行のとおりとさせていただいています。

染谷委員:基本的に自分は補助金は全部減らしていくべきだという考え方ですが、

合併するにあたって、一方には出ていて一方の組織には出ていないというのが新市になった時に、商工会と商工会議所というのはそう簡単に一緒になれる組織ではないですね。そんなようなことになったとすれば、同じような目的のために活動している組織が二つ残ってしまう。その時、一方には青年部という名前の補助金があって、関宿の商工会が残った時、その青年部には補助金がなくて整合性がとれますかということを聞いているんですけど。

会長:本当にどうなのかということも次回までぐらいに、会議所さんと商工会さんにお伺いして、こんな方向性になると、方向性になった時にどうするかという整理をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。その他、いかがでしょうか。とりあえず、この項目 100 まで終らせていただいたということにいたしまして、243 番までとちょっと多いんですけど、保健福祉関係制度・事業の取り扱いということでございます。補足説明はありますか。

事務局:ソフト施策の場合につきましては、野田市で行っていて、関宿町では行っていないというものについては、関宿町も対象とする形で、野田市の現行のとおりとするものが多くございます。ただ、それぞれ微妙に制度の違いがあるものがたくさんありますので、それぞれその辺の違いも踏まえて、実際にどう対応していくのか、例えば、保健の関係ですと、保健センターでの事業も多岐に渡ってございますけれども、これらにつきましては、例えば、制度を野田市の制度に合わせるといたしましても、会場については両市町の保健センターで実施していく方向で調整をしていきたいということで整理をさせていただいてございます。

会長:議論が出にくいと思いますので、ページを追っていかさせていただきたいと思いますが、検討項目のナンバーで言いますと、101 から 138 までをご覧いただいていかがでございますでしょうか。

染谷委員:膨大なので全部目を通すことは今の時点では不可能だと思うので、一点確認ですが、現行のとおりとする、あるいは野田市の制度を適用するという形で、 野田市の方を適用することが多いわけですけど、それはほとんど全て関宿町の部分 については現行施策水準を下回るような調整項目は無いと理解していいのか。

事務局:この項目は1項目でも、実際の適用範囲は細かく分かれている場合には、部分部分におきましては、ご質問のようなケースもあろうかと思います。全体としては野田市の現在の制度でやらせていただく。ただ、関宿町の方が明らかにサービス水準の高いものにつきましては、その辺は整理をしている部分がございます。具体例は申し上げられませんが、基本的には野田市のサービス水準に合わせるということでございますけれども。

保健福祉部長:今のご質問でございますけれども、何点か今の関宿のサービスが低下するというものがございます。具体的に言いますと、一つの例ですが、難病療養者見舞金でございます。これにつきましては入院の場合、関宿さんが1万円、野田市が8000円という金額で2000円の差がございます。これにつきましては、現在、関宿さんにおいて対象者がいないということ、それともう一点は、野田市の制度にすることによりまして、単独で認めるという難病がございまして、その辺を加味して野田市の制度に合わせるとしたものがございます。

それともう一点は、デイサービスの関係でございますが、関宿につきましては、 月に2回利用できると、野田市は1回と、これは介護保険適用者以外の方を対象と しておりまして、野田市の場合は介護保険の対象者との比較の中で月1回というこ とで整理させていただいておりますので、これにつきましてはやはり介護保険の利 用者とのバランスの関係で野田市の制度に合わせていただきたいという整理をさせ ていただいたものがございます。

会長:基本的には合わせていますが、微妙な点で何点か野田市の制度に合わせることによって悪くなるものもありますので、その辺は精査しまして資料として提出させていただくという形にさせていただきたいと思います。逆に関宿に合わせる部分もないわけではございませんので、あわせて出させていただく形にさせていただきたいと思います。基本的に大体いいとこ取りをして高齢者福祉の話をさせていただいているという形でご理解をいただければと思います。よろしいですね。

では児童福祉に入りますが、こちらもちょっとまた、同じご質問があろうかと思

いますので、まず、152 までのところで大きくこういう制度が違ってきて、こうい うふうに動かしますよというところがあったら説明していただければと思います。

保健福祉部長:こちら児童福祉関係については特にそういう点はございませんので、 特に特筆すべき事項はございません。

会長:ということで、基本的には野田に合わせるという形の中でやらせていただきたい。それでは次に進めさせていただいて、153 から 183 まで障害者福祉の関係でお諮りいたしたいと思いますが。こちらではこういう点についてという説明があればお願いします。

事務局:障害者福祉のところについても特にございません。野田市でやっている制度が多いという形の中で野田市の現行制度に合わせていただく、野田市の制度に統一するという形でございます。

会長:最後の障害者基本計画だけは合併後見直しをしなくてはいけないという形になるかと思っております。それでは次にいかせていただいて、介護保険制度は二つだけですが、それについては訪問調査のやり方の違いだけでございますので、よろしゅうございますね。その次が人権施策から男女共同参画までの関係でございますが、ここで若干いろいろ議論があろうかと思いますけれども、いかがでしょうか。実は今回の中で、人権施策の関係で物的援助措置について野田市で廃止しており、関宿で残ってしまっているというものがございます。この部分については調整項目のこのランクには入れられませんので、今回は触れておらないという形でございますので、基本的にはここで調整ができているものということで、これについては、特に議論がなくて大丈夫なのかなというような感じはしているのですが。男女共同参画の関係については基本的には私どもの方の施策が先行しているという格好でございますので、これは野田の施策に合わせていただきたいと考えておるところでございます。よろしいですね。

それでは 203 から保健医療の関係でございますが、235 まででございますが、いかがでしょうか。保健センターでやっている事業が多いのですが、多くのものは、

医師会との関係で実施するという形になりますので、制度的にはあってくると思います。保健センターの独自事業としているものについては、それぞれの地域で行っているのは引き続き両方で行っていくという形にしておるのが多くのものであると整理をさせていただいているはずでございます。よろしいでしょうか。

それでその他保健福祉に関する事業ということで、さっきの難病見舞金でちょっと違いがあると、先に説明をしてしまいましたが、あとは特に大きな違いはないと思います。地域福祉センターの運営について説明をして下さい。

保健福祉部長:地域福祉センターにつきましては、野田で対象となるのが中根にございます地域福祉センターで、ここの部分につきましては運営の部分だけでございまして、野田の方が有利になっているという中で、休館日が野田の方が少ない。開館日が多いということの中で、運営については野田市の方に合わさせていただくという調整をさせていただいておりまして、有料、無料の件がございますが、これは別項目ということでございまして、今回の資料の中に入ってございませんので、次回以降にご検討いただくように考えております。

会長:よろしいですね。環境の問題、環境が 244 から 262 までございますが、特に 環境部長の方で何かあるかな。

環境部長:環境関係で申し上げますと、ほとんど同じようなイベント、それから同じようなパンフレット等を配布しておりますので特にはございませんが、この資料の中で言いますと、250の1ページでございますが、コンポストの助成でございます。ここで若干違いがございまして、野田市ではコンポストも機械式のものも両方助成しているというところと、関宿ではないということで野田の制度を適用させていただく。それからもう一点、購入先の店舗が野田市内の登録店ということに限定をさせていただいていますが、関宿さんは区域の制限がないということがございます。この二点の違いで、あとの項目につきましてはほとんど野田の制度を適用させていただくという形で、イベント等については先ほど申し上げたように、同じようなイベントをやっているということで、野田市のイベントに統一をさせていただくということで考えております。

会長:一応今のような考え方でして、実はこの中に入っていない調整項目で大きなものがございます。し尿の処理の問題、それからゴミ収集等の扱いについては、野田と関宿の制度が大きく変わってまいります。次回に扱わせていただくという形で入れてございませんので、この点はご了承いただきたいと思います。ここまではよろしゅうございますね。それでは続きまして教育の関係に入らせていただきたいと思います。263 から 315 まで、学校教育関係の制度についてでございますけれども何か説明してくれるかな。

教育次長: 基本的に教育に関しましては、双方大きな違いがございませんけれども、制度的に野田市が実施していて、関宿さんでやられていないというものについては全て野田市の制度の中で含めていくという形になります。また、施設につきましても、それぞれ現在利用されている形の中でご利用できるような考え方でまとめさせていただいております。ただ、中でそういう意味では基本的に関宿さんの方が制度的にはアップしてくるだろうと考えておりますけれども、271 ページで実は学校医の報酬ですが、これ実は野田市と関宿さんと比較した場合、関宿さんの方の報酬が高いということがございまして、ただ、これはお願いしている先が野田、関宿の医師会でございますので、私どもとしては野田市の現状の報酬額に調整をお願いしたいという考え方でおります。

それともう一点、287ページ、これは関宿さんで実施しております「さわやか21世紀推進会議」、これ実は野田の方が実施しておりませんで、これは新市においてこの事業については見直しをさせていただくという形で、あえて野田がやっていないからという判断はいたしておりません。その他につきましては基本的に野田の制度の方に取り込みをさせていただければ関宿さんの方の事業についてはアップしていくだろうというふうには考えております。

会長:286 に人権・同和教育に関する事業というのがございますが、これは基本的には同和行政全体に関わってくる問題になりますので、ここでちょっとこういう形で先送りをさせていただいているという形にしてございますが、後ほど難易度3にあたります同和関係事業の関係の中で、もしかしたらもう一度、この点について触

れさせていただくという形にもなろうかと思っております。あとは基本的には今申 し上げた形のことで対応させていただくというようなことで考えているところでご ざいます。

谷田貝委員:287 ページの関宿町「関宿町さわやか 21 世紀推進会議」ということですが、これ報酬として3000 円で27人に出ています。これを新市において見直しを諮るという形ですが、実際この報酬というのはもしかして野田で子供祭りに補助金を出していますよね。あういう形で使わせていただいている形ですね。野田と関宿で青空運動を一緒にやっていると思うのですけど、それと並行して活動していたものなのです、関宿の場合は。だから、ここで出た報酬に対して青空の活動費として入れて、それで南部地区、北部という形で子供達の行事を行って、その行事に使っていた形なんです。だから、子供祭りに野田は補助金があって、関宿はなくてということもあるんですけれども、名前だけ違ったりしてお金がどこかから出ているということは案外多いと思うのです。大人に対しては多少の不公平があってもいいんですけど、これから合併するにあたって子供達に対してだけはくれぐれも不公平の無いように、それだけお願いしたいなと思います。

会長:わかりました。この点に関しては認識してた?

教育次長: 大変申し訳ありませんが、内容までちょっと把握しておりませんで、今、お話がありましたように、事業に対しての金銭的な使い方があると、ある意味でははっきりした目的を持っての補助制度の中でやっているということであれば、事業等の詳細を見直しさせていただきまして、それに適した形の判断をさせていただきたいと思っております。

会長: 皆さん方にお願いしたいのは逆にそういうようなものがあって、我々の認識と違うものがこの中にあろうかと思いますので、そこら辺は今日ということでなくて結構でございますので、また後ほど皆さん方からこんな点があるよということについて、ご指摘、ご意見をいただければありがたいなと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。今の点についてはそういうことで、もう一度検討させて

いただくという形にさせていただきたいと思います。学校教育関係はよろしゅうご ざいますか。

それでは次の社会教育関係ということで、354 ページまでございます。ここでも若干先ほどのエリアが広がった時の補助の関係の問題があろうかと思いますが、そこは意識をもう一度持って、見直しをさせていただきたいと思いますが、特に補足説明はありますか。

教育次長:補足説明は特にはございません。今回の場合、施設関係の利用等が出ていますので、従前通り利用できる形の中で整理をさせていただいているということになります。

会長:実は、今年新しくはじめたオープンサタディ・クラブについて関宿の方でも各種の土曜日を活用した青少年に対する健全育成事業をやっておられますが、これについて毎年これは関係者の意見を聞きながらメニューを作成するという形にしてまいりますので、そういう意味でメニューを合わせていく。合わせていくというよりも関宿さんの方でもこういう考え方でという部分を当然、この中に取り入れるという形でやっていきたいと、そんなふうに 342 については思っています。

それから 332 でございますが、実は移動図書館は、物理的な問題等についても今後少しつめなければならないけれども、考え方としてこういうことをやりますという話だけ、ここで述べさせていただいておるということでございます。いかがでございますでしょうか。

その次が教育関係、あと4件ございます。人権教育の話は先ほど申し上げた通りでございますが、市史編纂の事業で、ここらについては当然関宿町さんもエリアとする形の中でやっていくというような形になろうかと思っておりますので、この点だけは申し上げておきたいと思います。

それでは民生経済関係の360から366までの点についてお諮りをしたいと思いますが、特にここでは説明が追加でありますか。議論になるのは366の短期保険証と資格証明書。野田市のやり方で運営させていただきますと、これがポイントになるうかと思っています。よろしゅうございますか。

それでは続きまして消防・防災・防犯関係についてお諮りをしたいと思います。

386 ページまで。よろしゅうございますか、大きな問題が、消防の全体組織の問題はここでは触れてございません。その他のものについてここで触れさせていただいています。防災無線については次の時に、関宿ではハンザマストを使っており、野田の場合はそれを使っていないという根本的な制度の違いがございまして、そこら辺を含めてものは次回、これから以降の検討の中で我々の考え方を提示させていただきお諮りしたいと思っております。よろしいですね。

続きまして、民生経済関係でコミュニティ394まででございますが、基本的には 野田市に合わせさせていただくという形でやらせていただこうと考えているところ でございますが、よろしいですか。大きな問題は自治会、区長会の手当て等の問題 が、後ほどここには出ておりませんが議論の対象にさせていただいております。

次に商工・観光関係を一括してお願いしたいと思います。合わせまして 435 までの勤労者・消費者関係までお願いをしたいと思います。大きな問題点としての商工会議所と商工会、この取扱いについてどうするかは次回の商工会、商工会議所にあたってみる中で考え方を出したいと思っておりますが、今の時点でこんな形で整理をさせていただいているということでございます。特にこの点について追加して説明することはあるかな。

理事:数点、補足説明をさせていただきたいと思いますが、401 に共同施設維持管理補助金、402 に共同施設設置事業補助金ということでございまして、これらにつきましては、基本的に商店会が受け皿になる補助金として野田市の方で動かしております。現行のとおりとするのは、関宿さんでその受け皿団体が現在のところ見あたらないのでないかという判断の元で、現行のとおりということで野田市の補助ということでやらせていただいておりますけれども、これは今後の動向を見て判断させていただくという形になろうかと思っております。

それから 403 ページの産業祭の共催分担金でございますが、これも共催になりますので、関宿町の事業者さんがこのイベントにお加わりになるということも考えられるわけでございます。その時の基本的に現行のとおりとさせていただいておりますけれども、これも補助のあり方についてはその時の事業規模を見据えた中での判断になるのではないかと思っております。

会長:補足は以上でございますが、いかがでございますでしょうか。

舩橋委員:413 のまちおこし事業と、414 のまちづくり協議会の補助金ですが、内容を見ますと、野田市さんでは野田みこしパレードに210 万の補助金を出しているということで、関宿町さんの方は該当無しということになっていますが、関宿まつりだとか、あるいは関宿城フェスティバルだとかというのは、この中に該当にはならないのでしょうか。

理事:413 ページのまちおこし事業補助金につきましては、あくまでも野田みこしパレードに対応する補助金ということで整理させていただいておりまして、ご指摘がありましたような、関宿町でもイベントにつきましては別途補助を出しているということでございまして、別項目の方において計上させていただいております。

会長:次回の調整項目に入れてあったと思いますが、観光協会の補助金をどうするかという項目が確かあったと思いますので、それが多分この中に入っていないと思いますので、この次の調整事項に回してあると思いますので、その点は今確認させていただきます。特にご意見がありましたらお聞きしておきますので。

舩橋委員:意見としましては、まちおこしもまちづくりも、関宿まつりも関宿町フェティバルも同じような内容かなと思いますので、片方は商工観光事業ということで、観光協会の方に補助金をおろしてそれからおろしているというのが実情でしょうけれども、そこら辺どういう捉え方をしたのかという疑問だけです。

会長:多分次の検討項目になると思いますので、参考にさせていただきたいと思います。

理事:難易度2の事項として整理させていただいておりますので、恐らく次回になると思いますが、お諮りをして、只今おっしゃられました行政から出している補助金、あと観光協会を経由している補助金もございますので、それぞれの関係の整理も含めまして、次回に資料を整理させていただきたいと思っております。

会長:よろしいですか。それでは続きまして農政関係に入らせていただきますが、あわせてその他民生経済関係まで 436 から 471 までお願いしたいと思います。442 が市民農園の事業。これは関宿で現在行われている中で野田市が今、新しくしようとして検討している話でございますので、いずれにしてもここに表現しているような形で対応していきたいと思っております。

染谷委員:市民会館を見て思い出したのですが、自治会の集会施設の補助金の関係で、野田市のとおりとするということのようですが、15 年度まで、それ以降の問題について既に準備が始まっているところもあるんじゃないかということからすると、今、野田市が無理して補助しているのは新市になった時にどうなっていくかということは、少なくしていきますよということで整理されているということなんでしょうか。

理事:394ページでよろしいでしょうか。コミュニティ施設の自治会館の補助に対する考え方でございますけど、野田市議会ではご説明していますが、これまで自治会の方にお約束しておりました上限で1200万円という金額の枠がある中で県の財政事情から県の予算(補助額)がカットされる動きがあったわけでございます。それに伴いまして急激に資金計画に変更をきたすということでは具合がよろしくないのではないかという考え方の下、野田市では総合計画に基づきます第一次実施計画の計画期間であります平成15年度まではカット分も含めて市の方で面倒みようじゃないかという考え方で整理をさせていただいております。その後の状況につきましては、県の補助が今後どうなっていくかということを含めて、県の動向を睨みながら整理をさせていただくことになろうかと思っております。ですから、県の動向が出てきた中での野田市の整理がありまして、それに関宿町の自治会館につきましても今後合併した場合は、新しい整理に統一して対応させていただくべきなのかなという考え方での今回整理方針でございます。

会長:私どもとりあえず実施計画の期間、確か3年間だったと思いますが、その間は今のままいきましょうという話をしておりますが、県の補助制度によって、今の

答弁にありましたような形で先が見えてこなくなる可能性があります。ただ、相当準備をされてきてしまっているというところがあるというのが実態としてありますので、そこら辺をどういうふうにするかということを、これはもう少し表現を工夫してみたいというふうに思います。394 ページをご覧いただければ、関宿では 17年度まで 1 館ずつ補助要望があり、野田市も順番待ちをしていただいている部分もありますので、整理を正確にさせていただきたいと思います。その他、いかがでしょうか。

青木重委員:465 番の農業公社設立事業でございますが、これは既に公社ができているのか、もしできていないのならいつ頃できる予定なのか聞かせていただきたい。

理事:これは端的に申し上げれば、公社はまだ未設立でございます。部内で議論いたしまして、そういう状況であるので合併の時点でどうなっているかわからないという話であれば、今回の調整方針には載せない方が適当なのかなという担当部としての考え方があったわけですが、考え方としては野田市で農業公社の設立に向けて検討委員会を発足させていただいております。今はまだ野田市での検討でございますので、野田市の市域内の農業事情に対してどういう答えを出していくか、その中で公社が果たすべき役割がどうなるかということを視野に入れて検討しております。合併にいたるまでに公社が設立できればそれはそれでさらに合併した後に事業内容、または人員体制の見直しをするかどうかという公社の側、それから行政補助のあり方の検討になると思いますが、仮に検討の整理が合併決定後になってしまった場合には、当然のことながら検討委員会の方において関宿町の区域の農業の課題にどういう答えを出していくか、そのために公社がどういう役割を果たしていくかということまで検討を進めていかなければいけないかなということで、検討委員会でのスケジュールとの関係での対応になってくると思います。

会長: いかがでしょうか。農業関係、実はその下の 466 が我々もよくわからない話も少しございます。家畜防疫会助成事業ということで、啓発のために 4 万円の補助金を出していますが、これはエリアが広がった時にどうなるのかという話も含め、必要性の話も含めて少し議論をさせていただかないといけない話になるかもしれま

せんので、少し検討させていただければありがたいと思っております。その他、いかがでしょうか、特によろしゅうございますか。

それでは建設関係に入らしていただきたいと思います。511 までご議論いただければと思います。

土木部長: 土木部の関係につきましては、だいたい両市町で実施しておりますが、 していないものについては野田市の制度を適用するという形になっております。た だ、土木部の中に下水道がごさいますが、下水道の関係につきましては、上下水道 という項目の中で、後日また調整させていただくということで、ここには掲載して おりません。

会長:若干違いがあるところがありますが、野田市の制度を適用していく形にしてよろしいのかなと思ってこんな形で書かせていただいておりますが、特にこういう点で問題があるという話がありましたら、特に基盤整備、特にここにありますのは、どちらかと言いますと、個々の地主さんと関わりがあるものが多ございますので、それぞれの制度の違い等をご覧いただきながら、今日ここでご意見がありませんでしたら、後ほどまたご意見をお寄せいただければありがたいと思いますのでよろしくお願いしたいと思いますが。特によろしいですか。

それでは、次の都市計画の部分に入らせていただきたいと思いますが。事務方から何か補足はありますか。

都市計画部長:基本的には都市計画法あるいは建築基準法に基づいての事務でございますので、事務の内容については特に違いはないと思っております。ただ、開発行為、あるいは建築確認については、野田市は許可をできるという状態でございます。関宿の場合には県が許可権者であるということでございまして、これが合併になりますと、全て野田の制度が適用になるということがございます。

それと開発行為の関係で、現在関宿は千葉県の開発の条例が適用になっておりますので、市街化区域から 1.1 キロ範囲の開発が可能ということになっていると思いますが、野田市においてはその辺を今いろいろ検討しているという最中でございますので、これについても野田市の制度が適用になるというところでございます。

会長:県の条例が適用になって、野田市が従来の既存宅地の制度を適用しているという説明は何ページになりますか。

都市計画部長:それは次回になります。

会長:次回の調整項目になりますが、非常に大きな話になります。私どもは既存宅地の開発について従来の規制的な考え方をそのまま今のところ使っているという形で、しばらく検討させていただきたいという形になっております。県の方が規制緩和をかけてしまったという格好になっておりまして、県が条例改正をしてしまって、既存宅地の制度でない格好で市街化区域から 1.1 キロという制度で開発許可をしていくというような形で県がなっております。従いまして、野田市に変わってきた途端に元に戻るという格好になってくるという非常に大きな話が一つあります。後ほどこれは出させていただくことになると思います。

青木重委員:514 の宅地開発指導要綱の中でございますが、関宿においての宅地開発寄付金のことについては理解をしているんですが、野田市のみどりのふるさと基金の意味を説明願えればありがたい。

都市計画部長:野田市は以前、開発協力金という形で寄付をいただいていた経緯がございます。今回、特定行政庁ということで許可権をいただきました。その段階で寄付をいただくということは止めようということになりまして、野田市はみどりの関係にかなり力を入れておりますので、寄付の代わりに大きな開発の場合には、公園として土地の面積で提供してもらう。例えば3000㎡以下の開発をする場合には小さな面積になってしまいますので、その辺の開発についてはみどりの基金ということで寄付をいただくということになっています。

青木重委員:寄付金と基金では、ちょっと内容が違うと思いますが、例えば1戸あたりとか面積に対してこれくらいの基金だという基準はあるのですか。

都市計画部長:野田市では寄付要綱を定めておりまして、それに基づいていただいています。

会長:その他いかがですか。

舩橋委員:セットバックについてですが、関宿では実施はしていませんが、これから合併後にはセットバック部分については、舗装してくれるという意味にとってもいいのでしょうか。

会長:セットバックのうちの方の制度としては、そういう形でやらせていただくということにしています。

都市計画部長:セットバックについては誓約書をとりまして、その他については寄付をしていただくとか、それから分筆をしていただいた時には、その補助金を出すという形で制度をとっています。

会長:この部分が私どもの方で今言ったような形で分筆をしていただいて、寄付をしていただいた上で舗装する。もしくはそれがいただかなくても舗装してしまうという形で平成13年度から対応させていただいています。よろしゅうございますか。

後藤委員:住居表示の関係ですが、非常にお金がかかるという問題があって、早い話が桜台の方に中野台があったり、住居表示は大変な事業なので区画整備等によって何丁目、何番地、何号ということになるのでしょうか。いままでどおりということでしょうか。

会長: すいません、今は537 までをとりあえずやらせていただいて、次に質問を受けますので、都市計画部分はよろしいですか。それではいただいた質問がございますので、そこから先、549 までございますので、そこまでの部分でということで、基本的に547、548、549 について考え方を説明いただけますか。

総務部長:今の住居表示の関係は、区画整理等の関係でどうなるんだというお話が ございましたが、基本的に住居表示は両市町とも市でございます。従って、野田市 の制度を適用すると基本的には考えてはおりますが、現在都市計画審議会に諮問中 でございますので、これを踏まえて今後また調整していくという考えでございます。 現状では区画整備事業によって字、地番が表示されるものについては問題が無いと 思いますが、基本的なことについては今申し上げた通りです。

会長:考え方を少し説明して下さい。

総務部長:字等について申し上げます。現行両市町の登記簿の大字をそのまま使用するということでございますので、大字の使用については野田市及び両市町の現状のまま使用する。町・字の名称については、調整方針の考え方としまして関宿町の字の名称については大字を削除した名称に変更するという形になるということでございます。

会長:住居表示の問題でございますので、関宿町にとってみると、自分の住まいのところが合併になった時にどうなんだという話になりますので、非常に調整項目の難易度1にしていますが、非常に重要な話でございますので、あえて説明をさせていただきましたが、おわかりいただけたでしょうか。

総務部長:現在使っている字、町名等はそのまま使っていくということでございます。例えば登記簿に載っている住所の所在、あるいは字等の呼称をそのまま継承して使っていくという形で、基本的には変らないという形になると思います。

会長:公園緑地のところを抜いていますので、都市計画の後で公園緑地から住宅の部分までさせていただいてから字の部分に入りますので、それでは538ページから546ページの話をまずさせていただきたいと思います。特にございませんか。よろしゅうございますか。それでは547と548と549ですが、まず住居表示の後藤委員から質問がありました、今後どうしていくのかについては非常に難しい問題に取り組まさせていただいているわけですが、一応野田市では都市計画審議会に諮問中で

ございまして、これを継続して勉強していくということになりますが、なかなか前に進みにくい話であるということを申し上げておきたいと思います。

私のところの住所はどうなるのというのが、関宿町の方は大変興味がある話になってしまうのだろうなと思っております。申し訳ないですが、関宿町の具体的な町名がどういう形で住所表示されているかわからないものですから、例えば、例示でどこかを挙げていただければわかりやすいと思いますが。

舩橋委員:547、548、549 までの大字の取り扱いの件ですが、登記簿上の大字名の取り扱いというのは法務局サイドの問題ですから、結局、関宿町を外して野田市と変えてくれば、野田市大字元町とか大字台町とかという形にはなると思いますが、登記簿上の問題は難しいかなと気もしますが、関宿の住民の意識としては関宿町が野田市に編入合併されるわけで、何らかの形で関宿という名称がどこかに残ればいいかなというような考え方、それと大字木間ケ瀬とかいろいろあるんですが、そういう意味では登記簿上の問題を解決するのは大変かなというような気もしますので、住居表示を使っていただければ登記簿の問題と住居表示は別問題で扱えるから、そうすれば野田市関宿何番地と、あるいは野田市木間ケ瀬何番地、そういうような住居表示でやっていただければ、旧来の地名が残せて関宿の地名が使えるということで、関宿の町民は喜ぶのではないかという気がするんですが。どうでしょうか。

副会長:特に木間ケ瀬の方は1番から 5000 番、7000 番まで番地があるので、私らも木間ケ瀬の何番地が実際はわかりません。ですから、この際、野田市下根とか、野田市出洲とか、そういったものにはっきりわかりやすくした方がいいのではないか。ですから、旧関宿の方は関宿町関宿という町名もあると思う。野田市関宿何番地、それから野田市元町とか、野田市江戸町とか、そういった小字を使った方がわかりやすいのではないかと思っています。私も実際に木間ケ瀬何番地と言われてもわかりません。羽貫とか小作とか言われればわかりやすいので、小字を使った方がわかりやすいのではないかと思います。関宿は歴史のあるところですから、元町とか江戸町とか台町とか昔の名前が残っていますから使った方がいいと思います。この問題については、関宿のコミセンでの説明会でも当然出てくると思いますので、皆さん方にお話をして理解してもらおうと思っています。

会長:野田から見るとわからない話でありますから、もう一度事務局で具体的なものを作ってみる格好で。恐らく住民の相当興味のある話になると思いますので、特にご意見がある方がいましたらご発言願いたいと思います。

染谷委員: この部分の整理というのは大字のそれだけの話で住所をどう表記するか、 地名の問題をどうするかということについては踏み込んでないと思うのですが、そ ういうことではないのですか。そのことを含めると相当な問題になりますし、先ほ ど話題となった二川という地名は無くなるし、これはただ単に表記上の大字・字は こういうふうになりますと、大字台町と言っていたのが今度台町というだけですよ ということの部分かと思うのですが、住所をどう表記するかについてまでここで話 すのですか。

総務部長:関宿町においては従前より大字の表記が用いられるところがございました。例を挙げると、大字台町、大字関宿町については大字という表記を除いて野田市台町というような表記で表示をしていくという説明をさせていただいています。

会長:一番興味のある話のはずです。申し訳ないのですが、調整項目の中に入っていないようですので、単なるこれは事務的な話としての大字の扱いをどうするのかという話しか入っておりませんので、そこは関宿町さんの議論の話だと思いますので、関宿町さんの方で議論をまとめていただくという形にさせていただいてよろしゅうございますか。

それでは次の 550 から 565 まで慣行という表現を使っておりますが、ここについてお諮りをしたいと思いますが、特に補足して説明があったらお願いします。

企画財政部長:今回特に関宿町さんで実施していなくて野田市が実施しているというもの、これは広報関係でございますが、これにつきましては野田市に合わせる。特に広報誌の関係で市政要覧につきましては、関宿町さんは全戸に無償配布ですが、野田市は有償配布にしています。経緯としましては全戸配布しても皆さん読まれていないということもございまして、希望者に有償配布という形で野田市に合わせる

としてございます。

それから表彰関係でございますが、これにつきましては野田市、関宿それぞれ2年ぐらいの差がございます。野田市が10年というのが関宿町では8年という形になってございまして、その差はございますが、それも野田市に合わせていただくということで整理してございます。市章とか野田市歌、市の花については、野田市の市歌なり市の花、市章に統一させていただきまして、関宿町の花、木等は関宿地区において住民の意向を踏まえまして、継承していただくということで整理させていただいております。

会長:以上の通りでございますが、文書配布については基本的に自治会長さん、区長さん方にどうもっていくかのポイントですので、そこから先の配布については自治会長制度、区長制度の話と合わせた話として後ほどさせていただきたい。それと合わせまして、今、市の木であるとか、町の木であるとか、市章であるとか、そういういろんなものについてのお話をさせていただきました。基本的には関宿町さんでお使いになっているものについてもこれを何らかの形で残していくという形にしながら、野田市のものを使っていくというような形にさせていただく。関宿町の方でそういう形のものがということで、過去の経緯を尊重しながら野田市のものを使っていくという格好にさせていただきたいということで、いろいろ書いてございますので、個々のものについていろいろご審議いただければありがたいと思っています。名誉町民については、経過として当然残していく。現在名誉町民の方は全てお亡くなりになっているようですので、今後こういうことでしたという記録は残していくという形にさせていただければと考えております。

青色申告が 565 に出ていますが、考え方はこういう形で残していこうと思っていますが、青色申告の組織の柏の中での、柏の全体エリアの中での野田と関宿の位置付けをどうするか、これはまたそちらでご議論いただくといううちの問題でない形でお願いするという格好にしたいと思っています。

そこまでよろしゅうございますか。微妙な書き方をしていますが、基本的に関宿 町さんの歴史を尊重する形で作らせていただいています。よろしいですか。

それでは 566 から附属機関の扱いということで、たくさんあって申し訳ありませんが、615 までをお諮りしたいと思います。585 までは基本的には野田で設置され

ているもので対応していくという形の中で必要に応じて関宿の状況に応じた措置を講じていきましょうという形になっております。それから以降、591 までは関宿町におかれているものについて廃止すると。これは両方で一本のものにするという形で廃止をさせていただくという形でございます。それからあとにつきましても、同様に廃止はしますが、関宿町さんの実情に応じた措置を講じていきますと基本的にはメンバー構成等について十分考えていきますとの考え方でございます。廃止するものについては、一本でやるべき筋であるだろうというものについて、そんな形にさせていただいているというふうな整理をさせていただいたつもりですが、いかがでございますでしょうか。

染谷委員:誤字を一つ、568 ページ、環境審議会、関宿町さんのやつに市議会議員が入っていますので、町議会議員さんだと思います。それからもう一つ、この前の我々の選挙のあとの議論を踏まえると、不在者投票所について非常に広くなるわけですが、現行のとおりとするということは、野田市の本庁だけ一箇所ということになるということだと思いますが、その辺言い切ってしまっていいのかどうか、若干思うんですけど、その辺どうでしょうか。

選挙管理委員会事務局長:これは不在者投票所の現行のとおりというのは現在ある 関宿と野田にある不在者投票所、これをそのまま残すという意味でございますので、 一箇所になるということではございません。

会長:表現の仕方が不適格かもしれませんので、ここは訂正をさせていただきたい と思います。両方置きますという意味です。その他いかがでしょうか。よろしゅう ございますか。

それでは次の最後の 616 から 627 までお願いしたいと思いますが、基本的には合併に伴っての対応という形でございますので、問題は無いと思っておりますけれども、情報公開条例の基本的な違いについて説明してくれる。

総務部長:情報公開条例の関係について総務の方から説明させていただきます。実施機関等、請求権者の関係については基本的なものについては大きな内容の差異は

ございませんが、具体的には交付に関する費用等について大幅な内容の違いがございます。例えば、野田市では逆に関宿町さんの方では交付に関する費用負担については単色刷りであるとか、多色刷り、あるいは用紙の両面に送付された文書等の規定の差がございますが、野田市では一律1枚につき10円という形、郵送の場合も郵送料という形で基本的に交付できるような形がそこに位置付けられてございます。また、制度の基本的なものでは市民の知る権利の理念に則って、行政文書の開示を原則全て開示するということを位置付けて行っているということでございます。

従って、合併に向けては野田市の制度を基本的な原則として据えてやっていこうということで、請求権者の権利に関するものについても項目では5項目ございますが、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するものに関して請求権者の権利を認めているという位置付けがございます。

会長:基本的に広がっていると理解いただいてよろしいと思いますが、ここまででいかがでしょうか。特にご意見がないようでしたら、総括して言い落としてしまったところがありましたらお話いただければと思います。

青木重委員:会長さんの説明ではゴミ、し尿関係は後日また詳細にということでございましたが、244 ページにし尿中継槽施設関係で出ているので、この取り扱いを次にするのか、ここでやるのか、そこら辺を聞かせてください。

会長:これはここでお願いしたいと思います。

青木重委員:そうしますと質問をさせていただきますが、ここに書いてあるのは新市において整備、適正な維持管理を図りますということですが、聞くところによると、海洋投棄が法律によって 14 年度で終ります。このまま適正な維持管理と言いながら 15 年以降は海洋投棄は難しいのかという、そこら辺の整合性をどのように考えているのか。

環境部長: こちらに書かせていただいておりますのは、し尿の中継施設、関宿さんにあると思いますが、こちらは海洋投棄を止めるにしても、例えば野田市でこの次

の段階でお示ししますが、野田市のし尿処理場で現時点で全て関宿さんのし尿を受け入れられる余力は無い。そうしますと、他市の松戸市さん、現在も委託していますが、そちらの併用を考えているということになりますので、この中継処理施設につきましてはどうしても無いと運べないということになりますので、こちらについてはこのまま残していきたいということで、適正な維持管理を図りたいということでございます。海洋投棄については今年度で止めて、来年度からは関宿さんの方では準備を整えているということを聞いております。

会長: 2時間半が経ってしまいました。ここまでやらせていただきました。ここまでの話は今、ご意見等伺った部分についても我々としてもう一度、特に文章表現についてもう少し的確性に欠けている部分もあろうかと思いますので、そこは直したいと思っております。なお、皆さん方から先ほど申し上げましたように、特にここのところはどうなんだというご質問も含めてここはこうした方がいいんじゃないかというようなご意見、調整案についてのご意見も含めまして、再度皆さん方からいただければありがたいと思います。それをいただいて我々として直したものを皆さん方にお配りして次回お諮りをしていきたいと思います。

報告事項

(1)新市まちづくり委員会意見集について

会長:それでは次に、新市のまちづくり委員会の意見集について事務局の方から報告させます。

事務局:資料2の新市まちづくり委員会意見集6月22日現在をご覧いただきたいと思います。これにつきましても第一回目の協議会でご決定いただきまして、両市町の総合計画の際にご尽力いただきました方々が新市まちづくり委員会を組織しまして、6月に2回ほど会合を持ちました。その中でいろいろいただきましたご意見を意見集としてまとめさせていただいたものがお手元の資料です。全体で192件のご意見をいただいてございます。いただくご意見につきましては、両市町の総合計画をベースに新市の市町村建設計画を作っていく中では欠けているものということで、課題として2つに整理をしてご提示し、ご意見をいただいてございます。

一つは長期構想の重複事項についてのご意見ということで、例示として土地利用の観点からの関宿町の新市における位置付け、特に市の、あるいは町の中心核、地域サービス核の位置付けについてのご意見をいただきました。

また二点目としては二重投資の恐れのある政策、事業というようなことにつきま してもご意見をいただいたところでございます。

また課題の2としまして、長期構想策定時には当然合併ということを想定しておりませんでしたので、合併した場合の対応をどうしていくかということでは、一体性の醸成、均衡ある発展のための事業についてのご意見ということで、ここでの事務局の方からは二点提示をさせていただいてございます。市政100年の計ということで、この地域が現在は千葉県の最北端という位置付けでございますが、計画にあります圏央道、あるいは常磐道、あるいはその他の広域的な道路体系が整備されることによりまして、この地域が持っておりますポテンシャル、これを考えての今後のこの地域の一体性の醸成、発展のあり方についてのご意見、さらに野田・関宿地区が合併重点支援地域ということで、昨年の11月に県から指定を受けておりますが、その際に県事業として要望しておりました8事業について、新市まちづくり委員会の皆様にご説明をし、それぞれご意見をいただき、またその他、新市の一体性の醸成、あるいは均衡ある発展のための事業ということでご意見をいただいたところでございます。

主なご意見ということで申し上げますと、関宿町の新市における位置付けということで、先ほど申し上げましたそれぞれの核(中心核、サービス核)のあり方についてご意見をいただいております。また二点目に現在の町役場をどう有効活用していくかということでは、役場としての機能の他にいるいろな活用について、特に文化施設としての活用、あるいは多目的な施設として活用できないかというようなご意見が多くいただいたと思っております。

2ページ、3ページですが、4つの共創ゾーン、6つの共創拠点、これは関宿町の 長期構想に示されている考え方でございますが、これらについて新市全体のバラン スの中で考え方を生かしていくべきというご意見をいただいています。

また二重投資の恐れのある政策、事業ということでは当然重複するものは要らないという意見もございますが、全体として新市の地域バランス、あるいはそれぞれの施設へのアクセス、これらについての配置、慎重な対応を望むというご意見が多

かったと理解しています。

それから 4 ページ、5 ページですが、例示をしました博物館についてもいろいろご意見をいただき、またその他重複事項としましては、無駄を省く、行政と住民とのコミュニケーション、あるいは住民同士のコミュニケーションが必要であるというようなご意見をいただいています。

それから7ページからは二つ目の一体性の醸成、あるいは均衡ある発展のための 事業についてのご意見がございます。特に千葉県へ要望いたしました8件につきま しては、全体としてできるだけ早く整備を望むというようなご意見が多かったと拝 見させていただいています。

また8ページ、9ページでございますけれども、その他一体性の醸成、均衡ある発展のための事業ということでは、特に両市町の地域について交通体系の整備、具体的にはバス路線の整備、あるいは循環バス等のご意見もいただきました。また、この地域の特性であります水と緑という地域特性を活かした施策、さらにはソフト施策としまして、教育・文化活動、あるいは福祉活動、あるいはお互いの住民同士の交流が図れるような施策を望むというような意見が多かったと拝見させていただいています。

最後に 11 ページ以降は、合併に関するその他の意見ということでここでもご意見をいただきました。行政のスリム化をもっと推進すべきだろうというような意見をはじめ、いろいろここでも多くのご意見をいただいてございます。基本的にいただいた 192 件のご意見をそのままここではお出しをさせていただいてございます。以上でございます。よろしくお願いします。

会長: これは過去 2 回のまちづくり委員会において出た意見についてとりまとめを したものでございます。今日は委員長さんと副委員長さんにおいでいただいており ますので、代表して委員長の寺田さんから補足してご説明がありましたらお願いし ます。

寺田:野田市と関宿町が合併していい町になったと住民が喜びあえるような町を作っていく。それにはやはり行政と議会と住民と前向きな努力が必要だろうということは集まったメンバーの基本的な認識です。野田市 100 年の計を受けて一緒に頑張

っていこうという姿勢ですが、特に気をつけなくてはならないのは、合併によって 230 億円のお金がつきますが、その金をあてにして物事をやるのではなくて、二つ の市と町が一体になって効率を上げることによってそこから生まれた財源でよりい い町を作っていこうという意識がかなり高いということです。そういう意味で、合 併によって今日のような効率を上げるためにはどうしていったらいいかというよう な考え方を市民に、また町民に誤解のないように、できるだけ多くの情報を提供し、 ご意見を聞く。我々としてはこれから地区別懇談会等おやりになるようですが、そ の時に住民の方々にたたき台になるような意見が新市まちづくり委員会の中で出た んだよというようなことの、呼び出し奴のような役割を果たせていただければいい と、こういうことでございまして、合併については協議会とかそれぞれの市の行政、 議会がありますから、我々あくまでもまちづくり委員会としてはたくさんの人が意 見を言えるような、重ねて申し上げますが誤解のないようにもっていくための、呼 び出し奴のような仕事という意味での会議を 2 回やらせていただきました。たくさ んの意見が出ましたけれども、その意見の中からできるもの、できないもの、新し い野田市ができた時に 100 年の計を目標に頑張っていくという形になろうかと思い ます。

しかし、お金が無いからという制約を最初からつけますと、何も意見が出てきませんので、多いにこういうこともありたい、これもやっていきたいという希望をどんどん出していく。その中から新しい町ができるのだと思います。そういう意味でこんなにたくさん出たのかという話でございますけれども、むしろ、合併の市民、町民の期待が大きいととっていただければありがたいと思っております。

江原:一人で暮している時に、もし食費が3万円かかったとしたら二人で暮す時に6万円には多分ならないという程度のところで物事を考えていまして、まちづくり委員会の方も本当にたくさんの意見が出ましたけれども、それに対する答えをそこで出すわけにいかないという難しい会議でした。これから地区別懇談会、またまたいろんな意見が出ると思いますけど、皆さんで協議していい市を作っていけたらいいと思っています。

会長: 今出ました意見というのは新市まちづくり委員会でいただいた意見です。 そ

れぞれの野田市、関宿町でこれから地区別に新市のまちづくりがどうあるべきかということで懇談会を開いていただくつもりでおります。その時のたたき台としてこんな意見が出てきていますよということを、意見集として出させていただこうと思っているわけでございまして、いずれもう一度、それぞれの地域で懇談会を開いた時に出てきた意見をもう一度戻してくるという形の中で、この協議会の中で新しいまちづくり計画についてご議論していただくという形になると思っておりますので、今日の時点では途中経過がこうなっておりますということでご了承いただければありがたいと思います。そんな形でこれから地区別の懇談会に入っていきます。お願いしたいのは是非ともたくさんの皆さん方に参加していただきますように、ご協力をよろしくお願いできればと思っている次第です。

今日の予定された議題は以上ですが、特に皆さんからご発言ございませんでしょうか。ございませんようでしたら、以上で2回目の協議会を閉じさせていただきますが、今、お諮りをした627項目について皆さん方にお渡してからあまり時間が経っておりません。全て目を通すには至らなかったこともあろうかと思います。もしくは今日意見として出なかったけどあとで気がついたというようなこともあろうかと思いますので、できましたら後ほど用紙をお渡ししますので、皆さん方から再度ご質問、ご意見をいただければありがたいなと。私どもも今日をいただいた意見を元にして表現等について不適切な点もあろうかと思いますので、そこら辺は修正をさせていただきますが、さらにこれに磨きをかけていくために、皆さん方からご意見をいただければありがたいなと思っております。できましたら今日作業をさせまして、明日用紙でこんな格好でお願いしますというのをお渡しさせていただきますので、10日ぐらいの間にご意見をいただければ非常にありがたいと思いますが、いかがでしょうか。そうさせていただきたいと思います。

今日は説明に不十分な点が多々あったと思いますので、その点については申し訳ないと思っております。これから第二段階、第三段階に入ってまいりますと、これは非常にそれぞれの住民生活が大きく関わってくる問題になりますから、個々の問題点について、それぞれの担当の方から問題点が何なのかという点も明確に説明をさせていただきながら、それについて皆さん方にご議論していただくというような形をとらせていただきたいと思います。今日多々不手際がございましたことについては、時間が足りなくて、私どもと事務局の方でうまく調整のとれていなかった点

が多々あったと思います。その点についてお詫びを申し上げたいと思います。この次からしっかりとした対応をとらせていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

副会長:これということはありませんが、今日は長時間に渡りましてご審議ありが とうございました。これからもひとつ、皆さん方のご協力をお願いしたいと思いま す。

会長:どうもありがとうございました。以上をもちまして私の方は会議は閉じさせていただきます。事務局は何かありますか。

閉会

司会:長時間に渡りましてありがとうございました。事務局から2点お願いを申し上げます。第1点ですが、冒頭に配布資料の中でご説明申し上げました合併協議会の開催予定日の案ですが、お手元に資料を配布させていただきました。これにつきましてご説明をさせていただきたいと思います。本日は第二回目で第三回目を7月26日金曜日午後1時30分からこちら8階大会議室。第四回目8月9日金曜日同じく1時30分から、これは関宿町役場の5階の会議室を予定させていただいています。それから第五回目、これを8月28日水曜日同じく1時30分からこちらの8階の大会議室でそれぞれ予定されていただいておりますけれども、皆様方にはお忙しいところ恐縮ですが、よろしくどうぞお願いを申し上げます。

もう一点につきましては、開会前に謝礼をお渡しした委員さんもいますが、お渡 しできなかった委員さんもいらっしゃいます。その委員さんに関してはこの会議終 了後に事務局の方でお渡しをしたいと思いますのでよろしくお願いします。 以上でございます。

会長: それではどうもありがとうございました。

以上